平成２９年（フ）第２８７７号
横浜市南区三春台113番地２　ヒルトップテラス三春台104号
債務者　樫村　吉明
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８９２号
横浜市磯子区森４丁目12番９－105号
債務者　清水　清志
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４１１号
東京都西東京市芝久保町４丁目25番５－204号
債務者　小山内侑弥
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９６２９号
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷694－１第二メゾン武蔵野107
債務者　澤村　大地
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８４６号
横浜市港北区小机町1459番地　こぐまハイツ
債務者　千葉　浩実
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８７０号
神奈川県大和市西鶴間１丁目１番10号　ハイツニットーＤ－５
債務者　山崎　京子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８１６号
横浜市青葉区市ケ尾町538番地５　ロワールビラ103
債務者　細野美禰子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５９号
栃木県宇都宮市泉が丘４丁目４番１号　今泉市営住宅１号棟44号室
債務者　岡田　一枝
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５６１号
栃木県栃木市藤岡町藤岡5000番地４　サニーコート202号、前住所茨城県鉾田市上沢77番地12
債務者　長澤　　猛
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５７２号
栃木県塩谷郡高根沢町光陽台３丁目８番地１クワイエット杉　Ａ号棟　202号室、前住所栃木県さくら市氏家3179番地15
債務者　小峯　　逸
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３４９号
東京都国立市西３丁目２番地の45いずみ国立103
債務者　須藤まり子
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５４９号
栃木県真岡市並木町２丁目20番地５
債務者　小菅　将史
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４４０号
岡山市東区豊田371番地
債務者　岡﨑　友之
1　決定年月日時　平成30年１月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０５号
岡山県倉敷市福江1447番地１　34号
債務者　浅野由紀子
1　決定年月日時　平成30年１月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部